

愛知大学人文社会学研究所 2016 年度活動報告

愛知大学人文社会学研究所は、2016 年度の活動として以下を実施した。(1) 愛知大学人文社会学研究所機関誌『文學論叢』の発行、(2) プロジェクト・研究会の実施と研究活動費の助成、(3) プロジェクト・研究会公開報告会の開催、(4) 愛知大学人文社会学研究所主催のシンポジウム・ワークショップ等の開催。各活動の概要は次のとおりである。

(1) 愛知大学人文社会学研究所機関誌『文學論叢』の発行

『文學論叢』第 154 輯を 2017 年 2 月 20 日に発行した(全 114 頁、論説 3 編、研究ノート 1 編を所収)。なお、第 153 輯以降の『文學論叢』については、論文の質の保証と向上を目指して新たに設けた投稿要領・査読規程が適用されており、2016 年度からは年 1 回の発行となった。

『文學論叢』第 154 輯は、国内 360 ケ所、海外 20 ケ所の各大学、研究機関および図書館に寄贈し、愛知大学の学生にも広く配布した。また、第 154 輯は 2017 年 9 月より愛知大学リポジトリにて公開されている。

(2) プロジェクト・研究会の実施と研究活動費の助成

所員を中心に組織されるプロジェクト・研究会において、① Confucian-Islamic Connection 基礎研究、②「国際英語」教育に関する研究、③ 南方における近代日本青年の足跡・研究、④ 行為としての教養——身体と新教養概念の 4 研究プロジェクトを遂行するとともに、これらに対して、その研究活動費を助成要領に基づいて助成した。

いずれのプロジェクト・研究会も、2 年間(2015 年度～2016 年度)の研究活動を前提としており、最終年度にあたる 2016 年度は、国内外での資料収集、国際学会への参加、ワークショップの開催などに加えて、合同で公開報告会を開催してその研究成果を広く発信した(※「(3) プロジェクト・研究会公開報告会の開催」を参照)。

各プロジェクト・研究会の概要と 2016 年度の活動は、以下のとおりである。

① Confucian-Islamic Connection 基礎研究

- 1) 概要：最近の中国における儒家／新儒家的思想潮流分析と中国内外のイスラーム主義諸潮流の動向の分析とを接合し、いわゆる《Confucian-Islamic Connection》の思想的基盤を探る。

2) 代表研究者：鈴木規夫（国際コミュニケーション学部）

3) 共同研究者：檜村愛子（文学部）

周 星（国際コミュニケーション学部）

武者小路公秀（国連大学元副学長）

小島康敬（ICU 特任教授）

ニコラス・オヌフ（フロリダ国際大学名誉教授） ※海外協力員

蘇 長 和（復旦大学教授） ※海外協力員

蔵 志 軍（復旦大学教授） ※海外協力員

単 純（中国政法大学教授） ※海外協力員

張 踐（中国人民大学教授） ※海外協力員

4) 2016 年度の活動：

- ・国際ワークショップ「アジア共同体と礼楽秩序再構築の可能性」の開催（2016 年 6 月 28 日～29 日、於：名古屋校舎 講義棟 L805・厚生棟 W32）
- ・ロンドン大学 SOAS 講演会および討論会への参加

② 「国際英語」教育に関する研究

1) 概要：英語を学ぶ目的がコミュニケーションツールへ変化し、英語を専攻する学生が「国際英語」を学んで、どのように意識が変化するかを調査、分析。他大学の実態を把握、関連国際学会に参加、本学の英語教育に貢献する。

2) 代表研究者：ローラ・リー・クサカ（短期大学部）

3) 共同研究者：サイモン・サナダ（文学部）

ダニエル・デヴォリン（文学部）

4) 2016 年度の活動：

- ・国際学会 ELF9（シンガポールにて開催）への参加
- ・アンケート等の聞き取り調査の実施

③ 南方における近代日本青年の足跡・研究

1) 概要：近代日本における「南進論」の対象である台湾・華南・東南アジア等の地域における実際の日本人の動向に関するデータベース構築による基礎資料整備とそれに基づく個別テーマの研究とその成果の教育・社会への還元。

2) 代表研究者：塩山正純（国際コミュニケーション学部）

3) 共同研究者：加納 寛（国際コミュニケーション学部）

岩田晋典（国際コミュニケーション学部）

須川妙子（短期大学部）

4) 2016年度の活動：

- ・香港における資料収集、および現地調査の実施

④行為としての教養——身体と新教養概念

1) 概要：「教養」を、非言語的な身体知を基軸として再定義する試みである。すなわち、教養の内実の変化を、身体＝非言語的知に即して辿りつつ、教養生成の存在論的基盤を明らかにしようとするものである。

2) 代表研究者：下野正俊（文学部）

3) 共同研究者：木島史雄（現代中国学部）

須川妙子（短期大学部）

山本 昭（文学部）

加島大輔（文学部）

4) 2016年度の活動：

- ・国内各所における資料収集の実施
- ・『辞源』第3.0版（USB版）の取得

なお、各プロジェクト・研究会による研究活動の成果報告書は、2017年4月より順次、愛知大学リポジトリにて公開されている。

(3) プロジェクト・研究会公開報告会の開催

2016年度が研究活動の最終年度にあたる4プロジェクト・研究会について、その研究成果を広く発信すべく、合同で公開報告会を開催した。当日の総合討論では、4プロジェクト・研究会を横断するかたちでアカデミックな議論が展開された。

公開報告会の詳細は以下のとおりである。

愛知大学人文社会学研究所プロジェクト・研究会公開報告会

日時・場所：2017年2月25日 於：豊橋校舎 研究館1階 第1-2会議室

報告者および報告タイトル：

- ・ローラ・リー・クサカ、サイモン・サナダ、ダニエル・デヴォリン

「国際英語」教育の現状と課題 — 本学の例を検証する — ※英語による報告

・塩山正純

東亜同文書院『大旅行誌』の記述にみる香港・台湾・南方

・下野正俊

行為としての教養 — その概要 —

・鈴木規夫

イスラームと儒家とのコネクションをめぐって ※スカイプにて報告

(4) 愛知大学人文社会学研究所主催のシンポジウム・ワークショップ等の開催

人文社会学の基礎研究を推進するため、内外から講師を招聘し、4件のシンポジウム・ワークショップを開催した。開催にあたっては、新聞社・市民館・高校・大学にフライヤーを配布するなど事前広報を行い、一般公開をした。いずれのシンポジウム・ワークショップも、基礎研究にかかわる最前線の問題をテーマとしたものであり、当日は、招聘した外部研究者や参加者を交えて活発な議論が交わされた。

2016年度に開催したシンポジウム・ワークショップのテーマは以下のとおりである。

シンポジウム・ワークショップのテーマ（日時、場所、企画担当所員）：

- ・国際的民間交流と平和運動の歴史とアクチュアリティー 青い目の人形と答礼人形の辿った歴史から — (2016年7月9日、豊橋校舎 記念会館 小講堂、近藤暁夫)
- ・マテリアリティの政治と「インフラ論的転回」 — 社会の近代性を支えるヒトモノへの問い — (2016年9月17日、豊橋校舎 本館5階 第3-4会議室、植田剛史)
- ・南伝上座仏教と現代 (2016年10月15日、豊橋校舎 研究館1階 第1-2会議室、伊東利勝)
- ・国境を越える歴史学 (2016年11月26日、豊橋校舎 研究館1階 第1-2会議室、小野賢一)

愛知大学人文社会学研究所主催ワークショップ報告書として、伊東利勝編『南伝上座仏教と現代』(2017年3月20日、全168頁)、近藤暁夫編『国際的民間交流と平和運動の歴史とアクチュアリティー 青い目の人形と答礼人形の辿った歴史から —』(2017年3月31日、全51頁)を印刷・発行し、植田剛史編『マテリアリティの政治と「インフラ論的転回」 — 社会の近代性を支えるヒトモノへの問い —』(2017年3月31日、全78頁)を発行した。これらの報告書は、2017年5月より順次、愛知大学リポジトリにて公開されている。

○愛知大学人文社会学研究所規程

2015年4月1日制定
最終改正 2017年4月27日

(名称)

第1条 本大学に愛知大学人文社会学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、人文社会学の領域に関する基礎研究及びその総合的又は学際的な活動を推進し、教育の向上に資するとともに、広く学術文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究資料の収集、調査研究及び成果の発表
- (2) 機関誌『文學論叢』その他研究書、資料集、定期刊行物等の発行
- (3) 研究会及び講演会の開催
- (4) 関係研究機関との交流及び共同研究
- (5) 研究調査のため、所員の国内又は海外への派遣
- (6) その他、研究所の目的達成に必要な事業

(部門の設置)

第4条 前条の目的及び事業の推進のため、研究所に次の研究部門を置く。

- (1) 社会、心理、教育学研究部門
- (2) 歴史、地理学研究部門
- (3) 文学研究部門
- (4) 言語学研究部門
- (5) 新領域創成研究部門

(職員)

第5条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
 - (2) 所員
 - (3) 事務職員 若干名
- 2 研究所に客員所員、研究員及び補助研究員若干名を置くことができる。
- 3 研究所にポストドクター（以下「PD」という。）及びリサーチアシスタント（以下「RA」という。）を置くことができる。

(所長)

第6条 所長は、所務を統括し、研究所を代表する。

- 2 所長は、所員の中から別に定める方法により選出し、学長が委嘱する。
- 3 所長の任期は2年とし、交代年度の4月1日に就任するものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長が任期未滿で交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(所員)

第7条 所員は、第3条に定める研究業務に従事する。

- 2 所員は、本学専任の教育職員（特任教員及び嘱託助教を含む。）のうちから、所員2名の推薦により、運営委員会及び所員会議の議を経て、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。
- 3 所員は、第4条に規定する部門のいずれか一つに所属するものとする。

(客員所員)

第8条 客員所員は、第3条に定める研究業務に従事する。

- 2 客員所員は、前条に規定する所員であった本学退職者本人の申請により、運営委員会及び所員会議の議を経て、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。

(研究員)

第9条 研究員は、所員と共同して研究業務に従事する。

- 2 研究員は、本学の専任教育職員以外の研究者のうちから所員2名以上の推薦のある者につき、運営委員会及び所員会議の議を経て、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。
- 3 研究員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(補助研究員)

第10条 補助研究員は、所員の指導をうけて研究業務に従事する。

- 2 補助研究員は、本学卒業生及びこれに準ずる者のうちから、所員2名以上の推薦のある者につき、運営委員会及び所員会議の議を経て、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。
- 3 補助研究員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(PD)

第11条 PDは、研究所の研究プロジェクト等の補助的業務又は一定の職務を分担して研究に従事する。

- 2 PDの採用等に関しては、愛知大学ポストドクター規程の定めるところによる。

(RA)

第12条 RAは、研究所の研究プロジェクト等の研究代表者及び所員の指導をうけて研究調査活動に従事する。

- 2 RAの採用等に関しては、愛知大学リサーチアシスタント規程の定めるところによる。

(組織)

第13条 研究所に、所員会議及び運営委員会を置く。

(所員会議)

第14条 所員会議は、所長及び所員をもって組織し、研究所の事業及び運営の大綱を審議・決定する。

- 2 所員会議は、所長が招集し、議長となる。
- 3 所員会議は、所員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 所員会議の決議は、出席者の過半数の賛成によるものとする。

(運営委員会)

第15条 運営委員は、所員の中から別に定める方法により4名を選出し、所長が学長に推薦し、学長が委嘱する。

- 2 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 運営委員は次の分担にしたがって研究所の運営にあたる。

(1) 総務担当

(2) 機関誌『文學論叢』編集担当

(3) 企画担当

- 4 運営委員に欠員が生じたときは、これを補充するものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 運営委員会は、所長及び運営委員をもって組織し、研究所の運営に関する事項を審議する。

- 2 運営委員会は、随時、所長が招集し、その議長となる。

(会員)

第17条 研究所に会員制度を設ける

- 2 会員は機関誌の配布その他研究所の定める特典を受けることができる。
- 3 本学学生及び卒業生のうち、希望する者を会員とする。会員となる手続その他会員に必要な事項は別に定める。

(細則)

第18条 この規程の施行にあたって必要な細則は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、所員会議、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

- 2 前項に規定する所員会議の議決には、所員会議出席所員の3分の2以上の賛成を必要とする。

愛知大学人文社会学研究所規程

附 則（制定）

（施行期日）

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

（愛知大学文学会会則の廃止）

2 この規程の施行により、愛知大学文学会会則（1949年11月15日制定）は廃止する。

（経過措置）

3 第7条第2項の規定にかかわらず、2015年度における所員は愛知大学文学会の正会員をもってこれにあてる。

4 第8条の規定にかかわらず、2015年度における客員所員は愛知大学文学会の特別会員をもってこれにあてる。

5 2015年度における所長及び運営委員は、2014年度中に愛知大学文学会の正会員によってこれを選出する。

附則（構成員の入所及び更新の申請に関する文言充足に伴う改正）

この規程は、2017年4月27日から施行する。

○愛知大学人文社会学研究所『文學論叢』投稿要領

2015年5月21日制定
最終改正2017年4月27日

1. 『文學論叢』は愛知大学人文社会学研究所の創設の趣旨に基づき、人文社会に関する学術研究の発展に寄与する論説、研究ノート、資料紹介を掲載する。
2. 編集は運営委員会が編集委員会として、これを行う。
3. 投稿は愛知大学人文社会学研究所構成員および筆頭著者に限る。依頼原稿などはこの限りではない。ただし、同一輯の論説、研究ノート、資料紹介として、同一執筆者のものは各一本のみ掲載される。
4. 投稿は、随時受け付ける。発行は2月20日とする。
5. 投稿原稿については、未発表のものに限り、受け付ける。論説、研究ノート、資料紹介については、査読を行う。その他の原稿の選択は、編集委員会がこれを行う。
6. 査読要領については、これを別に定める。
7. 投稿時に原稿の種類（論説、研究ノート、資料紹介）、原稿の組み方（縦組み・横組み）、連絡先（住所、電話番号）、Eメールアドレスを明記すること。
8. 原稿には必ず欧文タイトルを付すこと。
9. 外国語での投稿には1000字程度の日本語のレジюмеを添付すること（これは編集作業のための資料とし原則として掲載しない）。
10. 必ず印字された原稿とともに、原稿のデータを収録したCD-Rを提出すること。データは、MS-DOSのテキストファイル形式（拡張子はtxt.）が望ましい。これが不可能な場合にはソフト名を明記すること。
11. 原稿の長さは、一回の投稿につき以下の条件を満たすこと。字数制限は厳守すること。
 - (1) 和文の場合は、論説は32,000字以内。研究ノートについては、20,000字以内。資料紹介については、4,000字以内。ただし、この中には、注・文献書誌・図表等すべてを含む。図表の文字換算は編集委員会で行う。
 - (2) 欧文の場合は、投稿原稿は論説についてのみ受け付ける。65又は66ストローク×25行で40枚程度。ただし、この中には、注・文献書誌・図表等すべてを含む。
12. 註は、原則として、本文の末尾にまとめてつける。
13. 引用・参考文献については、出版事項（著者名、出版社名、出版年、ページ数等）を明記する。
14. 写真、図表等には、挿入箇所、大きさ等、執筆者が指定する。
15. 印刷に使用するフォントは、編集委員会が指定する。
16. 校正は、原則として初校及び再校に限り執筆者が行い、編集委員会による三校をもって校了とする。校正の際の訂正加筆は植字上の誤りに関するもののみとし、原則として内容に関する訂正加筆は認められない。
17. 掲載原稿の抜刷は40部まで執筆者に贈呈する。執筆者がそれを超える部数を希望する場合は、超えた部数の印刷費用を執筆者負担とする。
18. 『文學論叢』掲載原稿は、電子化し、愛知大学リポジトリにて全文を公開する。事情により電子化による公開を希望しない執筆者は、投稿時に文書で編集委員会にその旨を通知する。
19. 『文學論叢』掲載原稿の著作権の扱いについては、愛知大学人文社会学研究所著作権規程に則る。
20. 文献の引用や写真、図表等を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理すること。万一、掲載された原稿が他者の著作権等を侵害した場合、執筆者がその一切の責任を負うものとする。
21. 編集委員会からの要請があった場合を除き、投稿された原稿（CD-R・図版等を含む）の取り下げ、差し替え、修正には応じられない。また、原稿の返却は行わない。

22. 投稿要領が守られていない原稿、体裁が整っていない原稿については受理しない。

送付先 〒 441-8522 愛知県豊橋市町畑町 1-1
愛知大学人文社会学研究所内 『文學論叢』編集委員会

附：2017 年度所員会議において承認。
この要領は、2017 年 4 月 27 日から施行する。

○『文學論叢』査読規程

2016 年 5 月 19 日制定

1. 目的

愛知大学人文社会学研究所は、機関誌『文學論叢』の学術誌として適正な学術的水準を維持するために査読制度をおき、編集委員会がその運用をおこなう。

2. 対象

査読対象となるのは、機関誌『文學論叢』に投稿または依頼により寄稿された原稿のうち、論説・研究ノートへの掲載を目的とするものである。

3. 査読者

編集委員会は、対象となる原稿 1 編につき原則として 2 名の査読者（レフェリー）を選定し、査読を依頼する。査読者の氏名は公開されない。

4. 査読の過程

査読者は 5. に挙げられた項目について評価、判定、掲載区分の判断をおこなう。査読者は、原稿に修正を求める場合には、修正すべき点について具体的なコメントを付けなければならない。これらの結果を査読者は 1 か月以内に編集委員会に報告するよう依頼する。

5. 査読の項目

査読者は以下の項目などを念頭において評価、判定、掲載区分の判断をおこなう。

A. 内容の評価

- 1) 人文社会学に関わる学術的研究に貢献しているか。
- 2) 記述されている内容は正確であるか。
- 3) 議論の展開は適切か。
- 4) 資料および文献の取り扱いが適切か。

B. 表現・形式の評価

- 1) 表題は扱われている内容に即して適切か。
- 2) 文章の表現は明瞭で読みやすいか。
- 3) 全体の構成や見出しの立て方は適切か。
- 4) 図版・表は適切に扱われているか。
- 5) 参考文献の記載方法は適切か。

C. 採否の判定

- A このまま掲載可
- B 修正条件付きで掲載可
- C 修正の結果をレフェリーが再チェックし、その結果が適切と認められた場合にのみ掲載可
- D 論説の性格からみて研究ノートとして掲載可

(Dの場合さらに一つを選択:_aそのまま掲載、_b修正の結果を再チェック)

__E 採用不可

6. 原稿の採否

編集委員会は査読結果を十分に検討した上で、原稿の採否を決定し、その結果をすみやかに投稿者に通知しなければならない。

7. 原稿の修正

査読者によって原稿の修正が求められた場合には、投稿者は定められた期日までに修正した原稿を編集委員会に送付しなければならない。編集委員会は、判定が「_B修正条件付きで掲載可」の場合には、判定に応じて原稿の修正が適切になされたことを確認した上で原稿の採否を決定し、判定が「_C修正の結果をレフェリーが再チェックし、その結果が適切と認められた場合にのみ掲載可」の場合には、改めて査読者に査読を依頼する。

8. 規程の改廃

この規程の改廃は所員会議の議を経なければならない。

附：2016年度所員会議において承認。

この要領は、2016年5月19日から施行する。